



わく!! 情報広場



今月の納税など

市・県民税 全期および1期
※納税に口座振替をご利用の方は、
残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談

とき 6月27日(日)午前8時30
分～午後5時

ところ 納税課、保険年金課

▼夜間納税相談

とき 6月10日(木)午後5時15
分～9時

ところ 納税課

最終日曜日に市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談
などを行うため、毎月最終日曜日
(今月は27日)午前8時30分～午後
5時、市役所の一部を開庁します。
開庁窓口 市民課、保険年金課、
税務課、納税課
※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に 夜間窓口開庁

毎月1回 夜間(午後8時まで)に
上下水道料金を納入できるよう
第2浄水場(大字平野)を開庁し

ています。6月は28日(月)です。
ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)00
50・FAX(48)0120



「わが家のアイドル」募集

広報さつて「わが家のアイドル」
(最終ページ)へ掲載するアイド
ルの写真を募集します。

対象 市内在住で2歳未満のア
イドル

申込み・問合せ 秘書室 内線2
23

土地・家屋台帳の閲覧休止

市では、固定資産税賦課業務
の補助資料として、法務局の登
記情報を元に土地台帳、家屋台
帳を作成していますが、事務の
効率化を図るため土地台帳・家
屋台帳の電子データ化を行いま
す。これに伴い、7月1日から平
成23年3月31日まで土地台帳・家
屋台帳を閲覧することができな

くなりますので、土地・家屋の登
記情報については、さいたま地
方法務局久喜支局をご利用くだ
さい。

問合せ 税務課資産税担当 内
線135

非自発的失業者の国民 健康保険税軽減について

国民健康保険の加入者で解雇
や雇止めなどの特定の理由に
より離職された人に対して、手
続きにより国民健康保険税を軽
減する制度が始まりました。

対象 つぎのすべてに該当する人
①離職日が平成21年3月31日以
後である

②離職日の年齢が65歳未満
③雇用保険受給資格者証が交付
され、離職理由コードがつぎ

のいずれかである／11、12、21、
22、23、31、32、33、34

軽減方法 国民健康保険税を算
出するときに、離職した人の
前年の給与所得を1000分の
30とみなして計算します。

※詳しくは、担当までお問い合わせ
ください。

問合せ 保険年金課 内線144

クリーン作戦にご協力を

▼権現堂調節池(行幸湖)クリー
ン作戦

とき 7月4日(日)午前8時～
10時

ところ 権現堂調節池管理所幸
手市大字権現堂1014集合

内容 行幸湖周辺の清掃活動

▼大島新田調節池クリーン作戦

とき 6月27日(日)午前8時～
9時30分

ところ 大島新田調節池サッカ
ーグラウンド(杉戸町大字本島
地内)集合

内容 大島新田調節池周辺の清
掃活動

※小雨決行。
※作業用具(ゴミ袋・軍手)につ
いては主催者側で用意します。

※自動車で来場の方は、できる
限り乗り合わせをお願いします。

※当日、悪天候などによって中
止の場合は午前7時に防災行
政無線でお知らせします。

問合せ ぐらし安全課 内線1
74・FAX(44)0257

愛の献血

とき 6月14日(月)午前9時30
分～11時30分

ところ 幸手警察署

問合せ 健康増進課 ☎(42)84
21・FAX(42)2130

ぐらしの110番

スーパーが倒産。商品券は紙くずなの？

▼事例

買い物に行っ
たらお店が閉ま
っていた。倒産
したら。使っ
ていない商品
券を持って
いるが、本
社に電話
をしてもつ
ながらない
。どうす
ればよいの
か。商品
券はこのま
ま紙くず
になってしまう
のか。

◆アドバイス

まれに発行者が
倒産する場合があ
ります。そのよう
なリスクに備
えて商品券は早
めに使用すること
をお勧めします。

特に発行の日か
ら6か月以内
に限り使用でき
る期限付商品券
は、「資金決済に
関する法律」が
適用されず、ま
た、割賦販売法
や旅行業法の規
制を受けている
ことなどの理由
により、「資金決
済に関する法律」
の適用除外とな
るものがあります
のでご注意ください。

【消費者救済手続き】

商品券の発行者
が破産または解
散した場合、ほ
かの債権者と同
様に発行者が行
う破産または清
算手続きに基
づいて債権の申
し出を行うこ
とになります。
ただし、発

戦時中の写真を募集

市では、平和事業の一環として、毎年「平和のための写真展」を開催しています。

現在、この写真展で紹介させていただくために、戦時中の様子などを伝える写真を探しています。市民のみなさんで、ご自宅に所有されている戦時中の写真

などを提供してくださる人は、ぜひ、6月30日(水)までに人権推進課へご連絡ください。
※提供していただいた写真は必ずお返しします。

「平和のための写真展」

とき 8月2日(月)～16日(月)

ところ 市役所玄関ロビー

内容 市民のみなさんから提供していただいた戦時中の写真

歯科の訪問診療(往診)を行っています

～ ☎ 幸手市歯科医師会 ～

幸手市歯科医師会では、訪問診療に必要な専用機材を整え、通院困難な状態にある人(介護認定者や寝たきり状態にある人)などへの訪問診療を実施しています。また、通院が困難な人への「歯科医師のご紹介」、歯や口の中のことでお悩みの人への「相談窓口の設置」をしていますので、ぜひご利用ください。

なお、下記の歯科医院に直接申し込むこともできます。

相談窓口

○幸手市歯科医師会相談窓口 那須歯科医院☎(43)4570

○健康増進課☎(42)8421

※詳しくは幸手市歯科医師会ホームページ(<http://www.satte-dental.jp/>)へ。

幸手市歯科医師会 会員

新井歯科医院 ☎(48)2613	柿沼歯科医院 ☎(42)0579	昆歯科医院 ☎(42)7480	永井歯科医院 ☎(43)5171
出井歯科医院 ☎(42)0902	柿沼デンタルクリニック ☎(42)4887	佐伯歯科クリニック ☎(44)1818	那須歯科医院 ☎(43)4570
岩上歯科医院 ☎(43)3839	苦瀬歯科医院 ☎(43)6116	さくら矯正歯科 ☎(43)1553	東歯科医院 ☎(43)3866
梅本歯科医院 ☎(43)6200	小林歯科医院 ☎(42)8181	高柳歯科医院 ☎(42)0270	堀中歯科医院 ☎(44)0916
遠藤歯科医院 ☎(43)5288	駒橋歯科医院 ☎(42)0271	玉木歯科医院 ☎(42)8885	みつば歯科医院 ☎(40)3283
大宮歯科医院 ☎(43)0485	小森谷歯科医院 ☎(43)0888	戸川歯科医院 ☎(42)7452	宮田歯科医院 ☎(43)6333

および世界各地の紛争などの写真の展示

問合せ 人権推進課 内線16

2・☎(44)0257

子ども手当現況届の提出を

これまで児童手当を受給している、引き続き子ども手当で認定された人は、6月中に現況届の提出が必要となります。現況届の提出がないと、資格があっても手当は差止めとなりますので、必ず提出してください。

なお、2年間引き続き現況届を提出しなかった場合、時効となり、遡っての支払いはできなくなりますので、ご注意ください。

提出期限 6月30日(水)まで

※6月12日(土)、13日(日)は午前9時～正午まで受付。

提出場所 子育て支援課(ウエルス幸手内)

※現況届は、6月上旬に対象世帯へ郵送します。

問合せ 子育て支援課☎(42)8454・☎(42)2130

454・☎(42)2130

申請用紙 市内の幼稚園から、6月10日(木)ごろ配布されます

※市外の幼稚園にお子さんを通園させているご家庭には、6月10日(木)以降、学校教育課

申請手続きを

幼稚園就園奨励費の

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

申請手続きを

窓口で配布します。

申請日時 6月28日(月)、29日

(火)午前9時～11時30分、午後1時30分～4時

受付場所 市役所第2庁舎2階第2会議室

問合せ 学校教育課 内線63

4・☎(43)3188

図書館資料を

リサイクルします

図書館資料(一般書・雑誌など)を希望者に配布します。

とき 6月26日(土)午前9時～午後5時

ところ 図書館

※1人10冊まで、なくなり次第終了します。

問合せ 図書館☎(42)0169・☎(44)0536

行政書士無料相談会

とき 6月15日(火)午後1時30分～4時

ところ 市役所第2庁舎2階第3会議室

内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、開発許可、交通事故示談、外国人に関する手続き、申請代理業務など

問合せ 埼玉県行政書士会春日部支部☎(42)4845

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行政書士無料相談会

行者が「資金決済に関する法律」に基づき、発行保証金の供託を行なっている商品券については、その発行保証金についてほかの債務者に先立ち弁済を受けることができます。

手続きは、発行者の本店所在地を管轄する財務(支)局または沖縄総合事務局が、60日以上の期間をあらかじめ官報に公示し、商品券の所有者から債権の申出を受けます。ただし、発行者が保証金を供託していない場合など、払い戻しが受けられない場合があります。また、保証金の範囲内で払い戻しされますので、商品券の額面全額は還付されません。

なお、還付申出は申出受付期間内に必ず行なってください。申出受付期間を過ぎると、払い戻しが受けられなくなりしますので、ご注意ください。

※不安に思うことや消費生活のご相談は、消費生活相談☎(43)1111・内線1992(毎週月曜・金曜日)および第1水曜日から午前10時～午後3時30分または消費生活支援センター春日部☎048(734)0999・☎048(739)1152へ。